











な暮らしを守るために



収税課例2145

滞納処分 (差押え)

※国民健康保険税を除く。 単位:件 500 417 400 大幅にUP 300 200 100 令和5年度 令和6年度

令和6年度は、特に差押えの実施を強化し、 令和5年度の2倍以上の件数を差し押さえまし た。

まだ納められていない税金の金額

※国民健康保険税を除く。 単位:千円 90,000 85,607 85,000 80,000 約14,000千円 の圧縮に成功! 75,000 71,143 70,000 65,000 60,000 55,000 50,000 令和5年度 令和6年度

町税の収入未済額は、1年間で、約14,000千 円減っていますが、町では、税負担の公平性を 保ち、安定的な財源の確保のため、さらなる収 入未済額の減少を目指します。

税金の種類

税には、所得税、相続税、贈与税など国 に納める「国税」と、都道府県や市区町村 に納める「地方税」があります。

地方税である「町税」には、「普通税」 と「目的税」があり、なかでも普通税の個 人・法人町民税、固定資産税、軽自動車 税、町たばこ税などは、町の教育・福祉・ 道路整備・公園整備などの公共サービスを 行う大切な財源です。

定められた期限(納期限)までに大多数 の方が納付されていますが、残念ながらご く一部の方のみが滞納している状況にあり ます。町税を滞納してしまうと、納期限ま でに納付している方との税負担の公平性を 欠くだけでなく、町の財政を圧迫し、住民 サービスの低下を招くことにつながります ので、納期限内納付にご協力ください。

大切な税金を使って、 さまざまな事業を行っています。



納整理強化月間

10月~12月の滞納整理強化月間では、伊 奈町と埼玉県が協力して、納付する能力が ありながら納付しない滞納者に対し、滞納 処分(差押え)を行います。



